

働き方改革の主な改正ポイントと対応方法

罰則規定があります！キチンと対応しないとやばいでっせ！

働き方改革関連法の成立を受けて、来年4月から順次施行されます。「働き方改革で、具体的に何をしないといけないのか？」と疑問に持たれる方も多いかと思えます。

そこで、主な改正ポイントの解説と対応方法について、「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現」の項目を中心に大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの講師を招いてセミナーを開催いたします。罰則規定もある項目なので、必ず対応できるようにしなければなりません。是非とも、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

日時

2018. 11月21日(水)14:00~16:00

【セミナー内容】

■下記項目の対応方法について具体的事例なども交えて解説し、質疑応答の時間も設けます！

①働き方改革関連法について

②時間外労働の上限規制(罰則規定あり！)

→労働時間の状況を確実に把握し、時間外労働の上限を超えないように管理しなければなりません。

③割増賃金率の猶予措置の廃止(罰則規定あり！)

→中小企業について、猶予されていた月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が25%から50%への変更が実施されることになります。

④有給休暇の取得の義務化(罰則規定あり！)

→年5日の年次有給休暇を取得させなければなりません。

⑤働き方改革への取り組みによる助成金の活用について

講師：吉村 和也氏 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 専門コンサルタント・社会保険労務士

早稲田大学卒業後、大手生命保険会社にて、営業職に従事、管理職昇格後は社会保険労務士として人事部と連携し、社員の勤務時間管理やストレスチェック対策を担当した。独立後も販売代理店への労務管理アドバイスやセミナーにおいて、時間外労働・ハラスメントを中心とした指導を精力的に行っている。

場所

浪速区／ORA大会議室 TEL:06-7668-5575
大阪市浪速区敷津東2丁目2番8号大阪木津地方卸売市場南棟2階
[交通]Osaka Metro 御堂筋線・四つ橋線「大国町」駅から徒歩4分

参加費

1,000円(税込)
当日ご持参ください

申込方法

下記申込書にご記入の上、11月16日(金)までにORA事務局へFAXにてお申込み下さい。参加企業のご担当者へ改めてご連絡いたします。 【お問合わせ先】ORA事務局 TEL:06-7668-5575

第327回労務部門会セミナー(11/21)申込書

ORA事務局行【FAX:06-7668-1075】

| | | | | | |
|------|-------|------|---|-------|----|
| 会社名 | | | | TEL | |
| ご担当者 | (役職) | (氏名) | | FAX | |
| | 参加者氏名 | 役職 | | 参加者氏名 | 役職 |
| 1 | | | 2 | | |
| 3 | | | 4 | | |